



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2018年10月31日 No.30

乗務員勤務における適正な労働時間管理を求める 東日本ユニオン統一検証（実測）行動

第3弾 11月1日から

時間外労働を 申告しよう！

9月1日に行った申第3号「乗務員勤務制度及び賃金制度の改正に関する申し入れ」の団体交渉の中で「上長の指示以外でも乗務員の申告による時間外労働がある」「実作業に伴い、時間外労働になる場合は手当を支給するので申告をしてもらいたい」との回答を受けました。

この様なことでも時間外労働になるので、報告していきましょう！

- ▲行先地において、出場途中や到着後乗務員休憩室に戻る際にお客様への案内や車椅子や白杖のお客様の対応をした。
- ▲車内やホーム上の忘れ物や落とし物を駅事務室等へ届けた。
- ▲行先地において当直や指導担当から変更路の指示や一口伝達等の指導を受けた。
- ▲勤務終了後、見習い日誌や進捗表の記入を行った。
- ▲変行路に伴い状況報告書の記入が整理時間内に終わらなかった。

健全な企業風土を構築するのは、私たち一人ひとりが実労働に伴う報告（時間外労働）を行い、正しい賃金を得ることが重要です。

終着駅に1分の遅れで着いても 状況報告書を提出しよう！



みんなで検証！正しく申告！私たちと一緒に行動しよう！